STIO Visa 会員規約

現行	改定後
第 6 条（付帯サービス等） 3 会員が会員資格を喪失した場合または第 8 条（更新カードの発行）に定める更新カードの貸与を受けることなく会員が貸与されたカードの有効期限が経過した場合には、当該会員は、当然に付帯サービスを利用することができないものとします。	第 6 条（付帯サービス等） 3 会員が会員資格を喪失した場合または第 8 条（**カードの有効期限および**更新カードの発行）**第 2 項**に定める更新カードの貸与を受けることなく会員が貸与されたカードの有効期限が経過した場合には、当該会員は、当然に付帯サービスを利用することができないものとします。
第 7 条（カードの貸与） 2 会員は、第 8 条（更新カードの発行）または第 9 条（カードの再発行）の場合を含め当行よりカードを貸与されたときには、ただちに当該カードの署名欄に自署するものとします。ただし、当該カードに署名欄がない場合にはこの限りでありません。 4 会員は、当行が別に定める場合を除き、第 8 条または第 9 条の場合を含め、貸与を受けるカードのデザインを指定することはできないものとします。	第 7 条（カードの貸与） 2 会員は、第 8 条（**カードの有効期限および**更新カードの発行）**第 2 項**または第 9 条（カードの再発行）の場合を含め当行よりカードを貸与されたときには、ただちに当該カードの署名欄に自署するものとします。ただし、当該カードに署名欄がない場合にはこの限りでありません。 4 会員は、当行が別に定める場合を除き、第 8 条**第 2 項**または第 9 条の場合を含め、貸与を受けるカードのデザインを指定することはできないものとします。
第 8 条（更新カードの発行） カードの有効期限は、カードの表面上に表示されまたは別途会員に対して通知される年月の末日までとします。当行が適当と認める場合には、当行は、会員に対し、当行所定の時期に有効期限を更新した新しいカードを発行し貸与します。	第 8 条（**カードの有効期限および**更新カードの発行） **1** カードの有効期限は、カードに表示されまたは別途会員に対して通知される年月の末日までとします。 **2 会員に貸与したカードの有効期限満了が近づき**当行が適当と認める**とき**には、当行は、会員に対し、当行所定の時期に有効期限を更新した新しいカードを発行し貸与します。
第 10 条（更新カードまたは再発行カードの送付を受けたときの処置） 1 会員は、第 8 条（更新カードの発行）または第 9 条（カードの再発行）の規定により当行から新たなカードの貸与を受けたときには、ただちに従前のカードにつき、磁気ストライプおよび IC チップを切断するなどカードに記載および記録されたカード情報のすべてが再現できない状態にして破棄するものとします。 3 会員が、継続課金取引のためにカード情報を当該継続課金取引に係る加盟店に登録し、またはネットショッピングその他のカード等の利用のためにカード情報を加盟店が定めるサーバーに登録している場合において、会員が第 8 条または第 9 条の規定によりカードの貸与を受けたときには、当行が特に認める場合を除き、会員は、会員の責任で、登録されたカード情報を最新のものに更新しなければならないものとします。	第 10 条（更新カードまたは再発行カードの送付を受けたときの処置） 1 会員は、第 8 条（**カードの有効期限および**更新カードの発行）**第 2 項**または第 9 条（カードの再発行）の規定により当行から新たなカードの貸与を受けたときには、ただちに従前のカードにつき、磁気ストライプおよび IC チップを切断するなどカードに記載および記録されたカード情報のすべてが再現できない状態にして破棄するものとします。 3 会員が、継続課金取引のためにカード情報を当該継続課金取引に係る加盟店に登録し、またはネットショッピングその他のカード等の利用のためにカード情報を加盟店が定めるサーバーに登録している場合において、会員が第 8 条**第 2 項**または第 9 条の規定によりカードの貸与を受けたときには、当行が特に認める場合を除き、会員は、会員の責任で、登録されたカード情報を最新のものに更新しなければならないものとします。
第 14 条（暗証番号の管理） 2 会員は、以下の各号のいずれかに該当する事項をカードに記載してはならず、かつ、これを記載もしくは記録した書面その他の媒体をカードまたはカード情報を記載しもしくは記録した媒体とともに保管および携帯してはならないものとします。	第 14 条（暗証番号の管理） 2 会員は、以下の各号のいずれかに該当する事項をカードに記載してはならず、かつ、これを記載**し**もしくは記録した書面その他の媒体をカードまたはカード情報を記載しもしくは記録した媒体とともに保管および携帯してはならないものとします。
第 20 条（クレジットカード本人認証サービスに関する義務およびこれが利用された場合の本人会員の責任） 2 会員は、クレジットカード本人認証サービス用の ID およびパスワードまたはワンタイムパスワードその他会	第 20 条（クレジットカード本人認証サービスに関する義務およびこれが利用された場合の本人会員の責任） 2 会員は、クレジットカード本人認証サービス用の ID およびパスワード**もしくは**ワンタイムパスワードその他

員本人であることを認証するための情報（以下本条において「ID 等」といいます。）につき、善良なる管理者の注意をもって選択（ただし、ワンタイムパスワードを除きます。）、使用および管理しなければなりません。	会員本人であることを認証するための情報**または手段**（以下本条において「ID 等」といいます。）につき、善良なる管理者の注意をもって選択（ただし、ワンタイムパスワードを除きます。）、使用および管理しなければなりません。
第 21 条（第三者へのカード情報の登録と管理） 2 前項の場合、会員は、ネットショッピングサイトの ID およびパスワードなど、前項に定めるサーバーに登録されたカード情報にアクセスしまたは利用する権限があることを確認する手段（以下本条において「アクセス権限確認手段」といいます。）につき、他人に使用させてはならず、かつ他人が使用することがないよう、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないものとします。	第 21 条（第三者へのカード情報の登録と管理） 2 前項の場合、会員は、ネットショッピングサイトの ID およびパスワードなど、前項に定めるサーバーに登録されたカード情報にアクセスしまたは利用する権限があることを確認する情報**または手段**（以下本条において「アクセス権限確認手段」といいます。）につき、他人に使用させてはならず、かつ他人が使用することがないよう、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないものとします。
第 27 条（犯罪収益等隠匿行為等の禁止） 1 本人会員は、以下の各号のいずれかその他金融犯罪の遂行を目的としまたはその手段として本契約を締結してはならないものとします。 (4) 米国 OFAC 規制により規制される取引を行うこと。	第 27 条（犯罪収益等隠匿行為等の禁止） 1 本人会員は、以下の各号のいずれかその他金融犯罪の遂行を目的としまたはその手段として本契約を締結してはならないものとします。 (4) 米国 OFAC 規制**など、本契約を実行するために必要となる取引（国際ブランド会社など当行と提携する者により遂行される取引を含みます。）に対し、いずれかの法域において適用されうる経済制裁に係る法令、行政命令または司法命令**により規制される取引を行うこと。
第 29 条（WEB サービスおよび WEB 明細の利用に関する事項） 3 会員は、WEB サービスまたは WEB 明細の利用のために必要となる ID およびパスワードまたはワンタイムパスワードその他会員本人であることを認証するための情報（以下本条において「ID 等」といいます。）につき、他人に利用されることのないよう善良なる管理者の注意をもって選択、使用および管理するものとします。	第 29 条（WEB サービスおよび WEB 明細の利用に関する事項） 3 会員は、WEB サービスまたは WEB 明細の利用のために必要となる ID およびパスワードまたはワンタイムパスワードその他会員本人であることを認証するための情報**または手段**（以下本条において「ID 等」といいます。）につき、他人に利用されることのないよう善良なる管理者の注意をもって選択、使用および管理するものとします。
第 37 条（カード利用可能枠等の設定等） 3 当行は、当行が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態その他一切の事情を勘案して、カード利用可能枠、分割払い・リボ払い利用可能枠もしくは割賦取引利用可能枠（以下本条において「各種利用可能枠」といいます。）を増額しまたは減額することができるものとします。この場合、当行は、変更後の各種利用可能枠につき、当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。	第 37 条（カード利用可能枠等の設定等） 3 当行は、当行が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態**、適用ある法令または自主規制機関の規則、当行の業務またはシステム上の必要性**その他一切の事情を勘案して、カード利用可能枠、分割払い・リボ払い利用可能枠**または**割賦取引利用可能枠（以下本条において「各種利用可能枠」といいます。）を増額しまたは減額することができるものとします。この場合、当行は、変更後の各種利用可能枠につき、当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。
第 41 条（キャッシングサービス利用可能枠およびカードローン利用可能枠の設定等） 3 当行は、当行が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態その他一切の事情を勘案してキャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠を増減額することができるものとします。この場合、当行は、変更後のキャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠につき、当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。	第 41 条（キャッシングサービス利用可能枠およびカードローン利用可能枠の設定等） 3 当行は、当行が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態**、適用ある法令または自主規制機関の規則、当行の業務またはシステム上の必要性**その他一切の事情を勘案してキャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠を増減額することができるものとします。この場合、当行は、変更後のキャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠につき、当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。

第 45 条（ショッピングの利用方法） 1　会員がショッピングを利用するには、加盟店に対してカードを提示し、ショッピング利用代金の額ならびに日本国内の利用である場合には支払方式および支払回数を確認のうえ、所定の端末に暗証番号を入力するものとします。ただし、加盟店が指定する場合には、暗証番号の入力に代えて所定の売上票または電磁的記録による売上票に署名を入力するための端末に署名をするなど、加盟店が指定する他の方法によるものとします。	第 45 条（ショッピングの利用方法） 1　会員がショッピングを利用するには、加盟店に対してカードを提示し、ショッピング利用代金の額ならびに日本国内の利用である場合には支払方式および支払回数を確認のうえ、所定の端末に暗証番号を入力するものとします。
第 46 条（通信販売等加盟店の場合のショッピング利用方法） 2　前項の方法でショッピングを利用する場合、加盟店によっては、クレジットカード本人認証サービスの利用その他加盟店所定の方式によることを求める場合があります。この場合には、会員は、当該方式に従いカード等を利用するものとします。	第 46 条（通信販売等加盟店の場合のショッピング利用方法） 2　前項の方法でショッピングを利用する場合、クレジットカード本人認証サービスの利用その他**の本人認証方式の**利用を求める場合があります。この場合には、会員は、当該方式に従いカード等を利用するものとします。
第 51 条（ショッピング利用に係る禁止行為等） 1　会員は、以下の各号のいずれかに該当するショッピング利用を行ってはならないものとします。 (2)　加盟店または加盟店があっせんする第三者が商品を買い受けることを前提とする商品の購入のためのもの (3)　前号に掲げるもののほか、ショッピング枠の現金化など、換金を目的とする商品もしくは権利の購入または役務提供の受領のためのもの	第 51 条（ショッピング利用に係る禁止行為等） 1　会員は、以下の各号のいずれかに該当するショッピング利用を行ってはならないものとします。 (2)　加盟店または加盟店があっせんする第三者が商品**または権利**を買い受けることを前提とする商品**または権利**の購入のためのもの (3)　前号に掲げるもののほか、ショッピング枠の現金化など、**金銭の取得**を目的とする商品もしくは権利の購入または役務提供の受領のためのもの
第 82 条（キャッシングサービス・カードローンの利用方法） （新設）	第 82 条（キャッシングサービス・カードローンの利用方法） **3　キャッシングサービスまたはカードローンは、前項に従い現金が交付されまたは振込資金が支払口座に着金した日をもって、その利用日とします。**
第 131 条（更新カード不発行等と本契約の終了） 1　カードの有効期限が満了しつつ、当行が第 8 条（更新カードの発行）に従い更新カードを会員に対して貸与しなかった場合には、有効期限満了から相当期間内に本人会員から更新カードの発行の申出があり当行がこれを認めた場合を除き、当該有効期限満了の時点で、本契約は終了したものとします。 2　当行が第 7 条（カードの貸与）、第 8 条または第 9 条（カードの再発行）の規定により会員に対してカードを送付したにもかかわらず、相当期間内にこれを受領しない場合には、当行は、当該相当期間満了の時点で本契約が終了したものとみなすことができるものとします。	第 131 条（更新カード不発行等と本契約の終了） 1　カードの有効期限が満了しつつ、当行が第 8 条（**カードの有効期限および**更新カードの発行）**第 2 項**に従い更新カードを会員に対して貸与しなかった場合には、有効期限満了から相当期間内に本人会員から更新カードの発行の申出があり当行がこれを認めた場合を除き、当該有効期限満了の時点で、本契約は終了したものとします。 2　当行が第 7 条（カードの貸与）、第 8 条**第 2 項**または第 9 条（カードの再発行）の規定により会員に対してカードを送付したにもかかわらず、相当期間内にこれを受領しない場合には、当行は、当該相当期間満了の時点で本契約が終了したものとみなすことができるものとします。
第 136 条（定義） 本同意条項において、個人信用情報機関とは、個人の支払能力または返済能力（以下「支払能力等」といいます。）に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、加盟個人信用情報機関とは、個人信用情報機関のうち当行が信用情報提供契約を締結している者、提携個人信用情報機関とは、加盟個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関であって加盟個人信用情報機関以外の者をいいます。	第 136 条（定義） 本同意条項において、個人信用情報機関とは、個人の支払能力または返済能力（以下「支払能力等」といいます。）に関する情報の収集および**当該個人信用情報機関と信用情報提供契約を締結した与信事業者（以下「加盟事業者」といいます。）**に対する当該情報の提供を業とする者をいい、加盟個人信用情報機関とは、個人信用情報機関のうち当行が信用情報提供契約を締結している者、提携個人信用情報機関とは、加盟個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関であって加盟個人信用情報機関以外の者をいいます。

第 137 条（取引を遂行する目的での個人情報の取扱い）

2　前項に定める本件個人情報とは、本人会員等または家族会員および家族会員として本契約に従い指定された者（以下これらを総称して「家族会員等」といい、本人会員等と家族会員等を総称して「会員等」といいます。）に係る個人情報のうち、以下の各号のいずれかに該当する情報であって第 139 条（個人信用情報機関）に掲げる個人信用情報機関から提供を受けた個人情報、第 142 条（機微情報の取扱い）に掲げる機微情報および法令、ガイドラインまたは適用ある自主規制規則により提供もしくは告知の求めが禁止される情報以外のものをいいます。

第 139 条（個人信用情報機関）

1　当行の加盟個人信用情報機関は、以下のとおりです。

名称	所在地	電話番号	ホームページアドレス
全国銀行個人信用情報センター	〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1	03-3214-5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
株式会社シー・アイ・シー（CIC）	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7新宿ファーストウエスト15階	0570-666-414	https://www.cic.co.jp/
株式会社日本信用情報機構（JICC）	〒105-0011 東京都港区芝公園二丁目４番１号芝パークビルＢ館４階	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/

第 137 条（取引を遂行する目的での個人情報の取扱い）

2　前項に定める本件個人情報とは、本人会員等または家族会員および家族会員として本契約に従い指定された者（以下これらを総称して「家族会員等」といい、本人会員等と家族会員等を総称して「会員等」といいます。）に係る個人情報のうち、以下の各号のいずれかに該当する情報であって第 139 条（個人信用情報機関）に掲げる個人信用情報機関から提供を受けた個人情報、**第 143 条**（機微情報の取扱い）　に掲げる機微情報および法令、ガイドラインまたは適用ある自主規制規則により提供もしくは告知の求めが禁止される情報以外のものをいいます。

第 139 条（個人信用情報機関）

1　当行の加盟個人信用情報機関は、以下のとおりです。

名称	電話番号	ホームページアドレス
全国銀行個人信用情報センター	03-3214-5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
株式会社シー・アイ・シー（CIC）	0570-666-414	https://www.cic.co.jp/
株式会社日本信用情報機構（JICC）	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/

<table>
<tr>
<td>2　提携個人信用情報機関は、以下のとおりです。

<table>
<tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>電話番号</th><th>ホームページアドレス</th></tr>
<tr><td>全国銀行個人信用情報センター</td><td>〒100-8216
東京都千代田区丸の内1-3-1</td><td>03-3214-5020</td><td>https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</td></tr>
<tr><td>株式会社シー・アイ・シー（CIC）</td><td>〒160-8375
東京都新宿区西新宿1-23-7新宿ファーストウエスト15階</td><td>0570-666-414</td><td>https://www.cic.co.jp/</td></tr>
<tr><td>株式会社日本信用情報機構（JICC）</td><td>〒105-0011
東京都港区芝公園二丁目４番１号芝パークビルＢ館４階</td><td>0570-055-955</td><td>https://www.jicc.co.jp/</td></tr>
</table>
</td>
<td>2　加盟個人信用情報機関と提携個人信用情報機関の関係は、以下のとおりです。

<table>
<tr><th>加盟個人信用情報機関</th><th>提携個人信用情報機関</th></tr>
<tr><td>全国銀行個人信用情報センター</td><td>株式会社シー・アイ・シー（CIC）
株式会社日本信用情報機構（JICC）</td></tr>
<tr><td>株式会社シー・アイ・シー（CIC）</td><td>全国銀行個人信用情報センター
株式会社日本信用情報機構（JICC）</td></tr>
<tr><td>株式会社日本信用情報機構（JICC）</td><td>全国銀行個人信用情報センター
株式会社シー・アイ・シー（CIC）</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>3　加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関の業務内容、加盟資格、加盟会員企業者名等の詳細は、各機関のホームページをご覧ください。</td>
<td>3　加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関の業務内容、加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、各機関のホームページをご覧ください。</td>
</tr>
<tr>
<td>（新設）</td>
<td>4　株式会社シー・アイ・シー（CIC）は、同社が保有する信用情報を分析のうえ算出した「指数」とその「算出理由」を「クレジット・ガイダンス情報」として当該情報の本人および同社の加盟事業者に限って提供しております。クレジット・ガイダンス情報は、同社の加盟事業者においては、与信判断の目的でのみ提供され利用されます。「クレジット・ガイダンス」の詳細については、上記 CIC のホームページをご確認ください。</td>
</tr>
<tr>
<td>第 140 条（個人信用情報機関から個人情報の提供を受け利用することの同意等）
2　前項に定める、加盟個人信用情報機関または提携個人信用情報機関から提供を受ける本人会員等の個人情報には、当該個人信用情報機関に加盟する与信事業者が、当該個人信用情報機関に登録した個人情報のほか、電話帳など一般に公開されているものに掲載されている情報、本人確認書類の紛失または盗難の事実その他の本人が当該個人信用情報機関に申告した情報または貸付自粛情報が含まれます。貸付自粛情報とは、本人またはその親族のうち一定の範囲の者が、貸付けを行わないように求める旨を日本貸金業協会または全国銀行協会に申告した情報をいいます。</td>
<td>第 140 条（個人信用情報機関から個人情報の提供を受け利用することの同意等）
2　前項に定める、加盟個人信用情報機関または提携個人信用情報機関から提供を受ける本人会員等の個人情報は、第 142 条（3）に定められた情報とします。</td>
</tr>
</table>

第 141 条（個人信用情報機関に対する信用情報の提供等の同意）

登録される情報	個人信用情報機関別の登録される期間		
	全国銀行個人信用情報センター	株式会社シー・アイ・シー（CIC）	株式会社日本信用情報機構（JICC）
①本人を特定するための情報	登録情報②③④のいずれかが登録されている期間		
②本契約の申込に係る情報	当行が個人信用情報機関に照会した日から1年を超えない期間	当行が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間	照会日から6ヵ月以内
③本契約または本契約に基づく契約に関する客観的取引事実	契約期間中および契約終了日（完済日）より5年を超えない期間	契約期間中および契約終了後5年以内	契約継続中および契約終了日5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）
④本契約または本契約に基づく契約に係る債務の支払を延滞等した事実	契約期間中および契約終了日（完済日）より5年を超えない期間	契約期間中および契約終了後5年間	契約継続中および契約終了後5年以内

3　本人会員等は、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関の加盟会員が、加盟個人信用情報機関から前項に定める個人情報の提供を受け、支払能力等の調査の目的の達成に必要な限度で利用することに同意します。

（新設）

第 141 条（個人信用情報機関に対する信用情報の提供等の同意）

登録される情報	**加盟**個人信用情報機関別の登録される期間		
	全国銀行個人信用情報センター	株式会社シー・アイ・シー（CIC）	株式会社日本信用情報機構（JICC）
①本人を特定するための情報	登録情報②③④のいずれかが登録されている期間		
②本契約の申込に係る情報	当行が個人信用情報機関に照会した日から1年を超えない期間	当行が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間	照会日から6ヵ月以内
③本契約または本契約に基づく契約に関する客観的取引事実	契約期間中および契約終了日（完済日）より5年を超えない期間	契約期間中および契約終了後5年以内	契約継続中および契約終了日5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）
④本契約または本契約に基づく契約に係る債務の支払を延滞等した事実	契約期間中および契約終了日（完済日）より5年を超えない期間	契約期間中および契約終了後5年間	契約継続中および契約終了後5年以内

（削除）

第 142 条（加盟個人信用情報機関による信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意）

本人会員等は加盟個人信用情報機関が、加盟事業者による本人会員等の支払能力等調査に資することを目的に、その保有する個人情報であって、加盟事業者における与信判断に用いられることを予定する情報（以下「信用情報」といいます。）を以下のとおり利用することおよび当該情報を加盟事業者に提供することに同意します。

（1）加盟個人信用情報機関が保有する信用情報

加盟個人信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。

①　加盟事業者（当行を含みます。）から提供を受けた個人情報。当該情報の種類および概要は、第 141 条（個人信用情報機関に対する信用情報の提供等の同意）第 2 項に掲げられたものと同様です。

	② 加盟個人信用情報機関が収集した①以外の情報。当該情報には、電話帳など一般に公開されているものに掲載されている情報、本人確認書類の紛失または盗難の事実その他の本人が当該個人信用情報機関に申告した情報または貸付自粛情報（本人またはその親族のうち一定の範囲の者が、貸付けを行わないよう求める旨を日本貸金業協会または全国銀行協会に申告した情報）が含まれます。 **③ 加盟個人信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報** **（2）加盟個人信用情報機関による信用情報の利用** **加盟個人信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。** **① 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他加盟個人信用情報機関の業務を適切に実施するための処理** **② 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出** **（3）加盟個人信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供** **加盟個人信用情報機関は、信用情報（（1）①②③）を加盟事業者へ提供します。また、信用情報（（1）①）を、提携個人信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します 。**
第 142 条（機微情報の取扱い）	**第 143 条**（機微情報の取扱い）
第 143 条（個人情報の公的機関等への提供）	**第 144 条**（個人情報の公的機関等への提供）
第 144 条（個人情報の滋賀 DC カードへの提供）	**第 145 条**（個人情報の滋賀 DC カードへの提供）
第 145 条（個人情報の開示・訂正・削除） 会員等は、当行に対し、保護法に定めるところに従い、自己に関する情報を開示等するよう請求することができます。開示等の請求をする場合には、第 149 条（お問合せ窓口）に規定するお問合せ窓口にご連絡ください。受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料などの開示等の請求の手続きの詳細についてお答えします。	**第 146 条**（個人情報の開示・訂正・削除） 1 会員等は、当行に対し、保護法に定めるところに従い、自己に関する情報を開示等するよう請求することができます。開示等の請求をする場合には、**第 150 条**（お問合せ窓口）に規定するお問合せ窓口にご連絡ください。受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料などの開示等の請求の手続きの詳細についてお答えします。
第 146 条（第 4 編に定める同意条項に不同意の場合） 2 本人会員等が第 140 条（個人信用情報機関から個人情報の提供を受け利用することの同意等）第 1 項、第 141 条（個人信用情報機関に対する信用情報の提供等の同意）第 1 項および第 3 項ならびに第 143 条（個人情報の公的機関等への提供）の条項に同意しない場合には、当行は、本人会員等の本契約の申込を拒むことができるものとします。 3 本人会員等は、本同意条項のうち、第 137 条第 1 項、第 140 条第 1 項、第 141 条第 1 項および第 3 項ならびに第 143 条に定める同意につき、撤回することはできません。	**第 147 条**（第 4 編に定める同意条項に不同意の場合） 2 本人会員等が第 140 条（個人信用情報機関から個人情報の提供を受け利用することの同意等）第 1 項、第 141 条（個人信用情報機関に対する信用情報の提供等の同意）第 1 項、**第 142 条（加盟個人信用情報機関による信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意）および第 144 条**（個人情報の公的機関等への提供）の条項に同意しない場合には、当行は、本人会員等の本契約の申込を拒むことができるものとします。 3 本人会員等は、本同意条項のうち、第 137 条第 1 項、第 140 条第 1 項、第 141 条第 1 項、**第 142 条および第 144 条**に定める同意につき、撤回することはできません。
第 147 条（第 138 条第 1 項の同意の撤回） 2 第 138 条第 1 項の利用目的に対する同意の撤回の手続きは、第 149 条（お問合せ窓口）記載のお問合せ窓口にお問合せください。	**第 148 条**（第 138 条第 1 項の同意の撤回） 2 第 138 条第 1 項の利用目的に対する同意の撤回の手続きは、**第 150 条**（お問合せ窓口）記載のお問合せ窓口にお問合せください。

第 148 条（本契約の不成立または終了した場合における個人情報の利用）

1 本契約が不成立の場合であっても、その申込者に係る情報は、第 137 条（取引を遂行する目的での個人情報の取扱い）、第 140 条（個人信用情報機関から個人情報の提供を受け利用することの同意等）および第 141 条（個人信用情報機関に対する信用情報の提供等の同意）に定める範囲で利用または提供されます。

2 本契約が終了した場合には、その終了の理由がどのようなものであるかにかかわらず、当行は第 137 条に定める目的で会員等の個人情報を保有し、利用します。また、この場合には、本人会員等の個人情報につき、第 140 条および第 141 条に定める範囲で利用または提供されます。

第 149 条（本契約の不成立または終了した場合における個人情報の利用）

1 本契約が不成立の場合であっても、その申込者に係る情報は、第 137 条（取引を遂行する目的での個人情報の取扱い）、第 140 条（個人信用情報機関から個人情報の提供を受け利用することの同意等）、第 141 条（個人信用情報機関に対する信用情報の提供等の同意）**および第 142 条（加盟個人信用情報機関による信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意）**に定める範囲で利用または提供されます。

2 本契約が終了した場合には、その終了の理由がどのようなものであるかにかかわらず、当行は第 137 条に定める目的で会員等の個人情報を保有し、利用します。また、この場合には、本人会員等の個人情報につき、第 140 条、第 141 条**および第 142 条**に定める範囲で利用または提供されます。

第 149 条（お問合せ窓口）

第 150 条（お問合せ窓口）

第 150 条（条項の変更）

第 151 条（条項の変更）

別表 2（第 62 条関係）

ショッピング利用手数料の手数料率表

支払回数 （回）	1	2	3	5	6	10
支払期間（ヵ月）	1	2	3	5	6	10
手数料率（実質年率）（%）	0		11.50	12.75	13.00	13.75
ショッピング利用代金（現金価格）100円あたりの分割払手数料の額（円）	0		1.92	3.20	3.84	6.40

12	15	18	20	24	ボーナス一括払い	リボルビング払い
12	15	18	20	24	1～6	＊
14.00	14.00	14.00	14.00	14.00	0	14.90
7.68	9.60	11.52	12.8	15.36	0	

別表 2（第 62 条関係）

ショッピング利用手数料の手数料率表

支払回数 （回）	1	2	3	5	6	10
支払期間（ヵ月）	1	2	3	5	6	10
手数料率（実質年率）（%）	0		**16.25**	**18.00**	**18.50**	**19.50**
ショッピング利用代金（現金価格）100円あたりの分割払手数料の額（円）	0		**2.73**	**4.55**	**5.46**	**9.10**

12	15	18	20	24	ボーナス一括払い	リボルビング払い
12	15	18	20	24	1～6	＊
19.50	**19.75**	**19.75**	**19.75**	**19.75**	0	**19.80**
10.92	**13.65**	**16.38**	**18.20**	**21.84**	0	

割賦販売法第 30 条に定める情報提供書面〔個人会員規約用〕

第１　1 回払いおよびリボルビング払いを除く支払方式に関する事項

1　支払期間、支払回数および手数料率

【会員規約第 55 条、第 56 条、第 62 条、第 67 条から第 70 条までおよび別表２ 】

支払回数　（回）	1	2	3	5	6	10
支払期間（ヵ月）	1	2	3	5	6	10
手数料率（実質年率）（%）	0		11.50	12.75	13.00	13.75
ショッピング利用代金（現金価格）100円あたりの分割払手数料の額（円）	0		1.92	3.20	3.84	6.40

12	15	18	20	24	ボーナス一括払い
12	15	18	20	24	1～6
14.00	14.00	14.00	14.00	14.00	0
7.68	9.60	11.52	12.8	15.36	0

2　支払総額の具体的算定例【会員規約第 62 条、第 64 条、第 69 条、別表２ 】

現金価格 10 万円を 10 回払いでご利用の場合

(1)分割払手数料　　100,000 円×（6.40 円÷100 円）＝6,400 円

(2)支払総額　　100,000 円＋6,400 円＝106,400 円

(3)分割支払金　　100,000 円÷10 回＋6,400 円÷10 回＝10,640 円

3　手数料率およびショッピング利用手数料

(1) 手数料率【会員規約第 62 条、別表２ 】

年 14.90%（実質年率）とします。

割賦販売法第 30 条に定める情報提供書面〔個人会員規約用〕

第１　1 回払いおよびリボルビング払いを除く支払方式に関する事項

1　支払期間、支払回数および手数料率

【会員規約第 55 条、第 56 条、第 62 条、第 67 条から第 70 条までおよび別表２ 】

支払回数　（回）	1	2	3	5	6	10
支払期間（ヵ月）	1	2	3	5	6	10
手数料率（実質年率）（%）	0		**16.25**	**18.00**	**18.50**	**19.50**
ショッピング利用代金（現金価格）100円あたりの分割払手数料の額（円）	0		**2.73**	**4.55**	**5.46**	**9.10**

12	15	18	20	24	ボーナス一括払い
12	15	18	20	24	1～6
19.50	**19.75**	**19.75**	**19.75**	**19.75**	0
10.92	**13.65**	**16.38**	**18.20**	**21.84**	0

2　支払総額の具体的算定例【会員規約第 62 条、第 64 条、第 69 条、別表２ 】

現金価格 10 万円を 10 回払いでご利用の場合

(1)分割払手数料　　100,000 円×（**9.10** 円÷100 円）＝**9,100** 円

(2)支払総額　　100,000 円＋**9,100** 円＝**109,100** 円

(3)分割支払金　　100,000 円÷10 回＋**9,100** 円÷10 回＝**10,910** 円

3　手数料率およびショッピング利用手数料

(1) 手数料率【会員規約第 62 条、別表２ 】

年 **19.80**%（実質年率）とします。

4　弁済金の額の具体的算定例

(1) 元利型残高スライド方式

お支払コース：一般コース

4 月 16 日から 5 月 15 日までに合計 11 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）＊	弁済後のショッピングリボ残高（円）（B－E）
1	5/15	110, 000	6/10	10, 000	10, 000	0	100, 000
2	6/15	100, 000	7/10	5, 000	3, 633	1, 367	96, 367
3	7/15	96, 367	8/10	5, 000	3, 785	1, 215	92, 582
4	8/15	92, 582	9/10	5, 000	3, 791	1, 209	88, 791

＊ショッピング利用手数料の計算

6 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7 月 10 日支払分

110,000 円×14.90%÷365 日×25 日（5 月 16 日～6 月 9 日）＋100,000 円×14.90%÷365 日×6 日（6 月 10 日～6 月 15 日）＝1,367 円（1 円未満端数切捨て）

8 月 10 日支払分

100,000 円×14.90%÷365 日×24 日（6 月 16 日～7 月 9 日）＋96,300 円**×14.90%÷365 日×6 日（7 月 10 日～7 月 15 日）＝1,215 円（1 円未満端数切捨て）

9 月 10 日支払分

96,300 円**×14.90%÷365 日×25 日（7 月 16 日～8 月 9 日）＋92,500 円**×14.90%÷365 日×6 日（8 月 10 日～8 月 15 日）＝1,209 円（1 円未満端数切捨て）

**付利単位 100 円（100 円未満を切捨てて手数料を計算）

4　弁済金の額の具体的算定例

(1) 元利型残高スライド方式

お支払コース：一般コース

4 月 16 日から 5 月 15 日までに合計 11 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）＊	弁済後のショッピングリボ残高（円）（B－E）
1	5/15	110, 000	6/10	10, 000	10, 000	0	100, 000
2	6/15	100, 000	7/10	5, 000	**3, 183**	**1, 817**	**96, 817**
3	7/15	**96, 817**	8/10	5, 000	**3, 384**	**1, 616**	**93, 433**
4	8/15	**93, 433**	9/10	5, 000	**3, 384**	**1, 616**	**90, 049**

＊ショッピング利用手数料の計算

6 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7 月 10 日支払分

110,000 円×**19.80**%÷365 日×25 日（5 月 16 日～6 月 9 日）＋100,000 円×**19.80**%÷365 日×6 日（6 月 10 日～6 月 15 日）＝**1,817** 円（1 円未満端数切捨て）

8 月 10 日支払分

100,000 円×**19.80**%÷365 日×24 日（6 月 16 日～7 月 9 日）＋**96,800** 円**×**19.80**%÷365 日×6 日（7 月 10 日～7 月 15 日）＝**1,616** 円（1 円未満端数切捨て）

9 月 10 日支払分

96,800 円**×**19.80**%÷365 日×25 日（7 月 16 日～8 月 9 日）＋**93,400** 円**×**19.80**%÷365 日×6 日（8 月 10 日～8 月 15 日）＝**1,616** 円（1 円未満端数切捨て）

**付利単位 100 円（100 円未満を切捨てて手数料を計算）

(2) 元金型残高スライド方式

お支払コース：一般コース

4 月 16 日から 5 月 15 日までに 11 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）＊	弁済後のショッピングリボ残高（円）（B－E）
1	5/15	110, 000	6/10	10, 000	10, 000	0	100, 000
2	6/15	100, 000	7/10	6, 367	5, 000	1, 367	95, 000
3	7/15	95, 000	8/10	6, 212	5, 000	1, 212	90, 000
4	8/15	90, 000	9/10	6, 189	5, 000	1, 189	85, 000

＊ショッピング利用手数料の計算

6 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7 月 10 日支払分

110,000 円×14.90%÷365 日×25 日（5 月 16 日～6 月 9 日）＋100,000 円×14.90%÷365 日×6 日（6 月 10 日～6 月 15 日）＝1,367 円（1 円未満端数切捨て）

8 月 10 日支払分

100,000 円×14.90%÷365 日×24 日（6 月 16 日～7 月 9 日）＋95,000 円×14.90%÷365 日×6 日（7 月 10 日～7 月 15 日）＝1,212 円（1 円未満端数切捨て）

9 月 10 日支払分

95,000 円×14.90%÷365 日×25 日（7 月 16 日～8 月 9 日）＋90,000 円×14.90%÷365 日×6 日（8 月 10 日～8 月 15 日）＝1,189 円（1 円未満端数切捨て）

(2) 元金型残高スライド方式

お支払コース：一般コース

4 月 16 日から 5 月 15 日までに 11 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）＊	弁済後のショッピングリボ残高（円）（B－E）
1	5/15	110, 000	6/10	10, 000	10, 000	0	100, 000
2	6/15	100, 000	7/10	**6, 817**	5, 000	**1, 817**	95, 000
3	7/15	95, 000	8/10	**6, 611**	5, 000	**1, 611**	90, 000
4	8/15	90, 000	9/10	**6, 581**	5, 000	**1, 581**	85, 000

＊ショッピング利用手数料の計算

6 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7 月 10 日支払分

110,000 円×**19.80**%÷365 日×25 日（5 月 16 日～6 月 9 日）＋100,000 円×**19.80**%÷365 日×6 日（6 月 10 日～6 月 15 日）＝**1,817** 円（1 円未満端数切捨て）

8 月 10 日支払分

100,000 円×**19.80**%÷365 日×24 日（6 月 16 日～7 月 9 日）＋95,000 円×**19.80**%÷365 日×6 日（7 月 10 日～7 月 15 日）＝**1,611** 円（1 円未満端数切捨て）

9 月 10 日支払分

95,000 円×**19.80**%÷365 日×25 日（7 月 16 日～8 月 9 日）＋90,000 円×**19.80**%÷365 日×6 日（8 月 10 日～8 月 15 日）＝**1,581** 円（1 円未満端数切捨て）

(3) 元利型定額方式

毎月の支払額として指定された金額：10,000 円

4 月 16 日から 5 月 15 日までに 11 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）＊	弁済後のショッピングリボ残高（円）（B－E）
1	5/15	110, 000	6/10	10, 000	10, 000	0	100, 000
2	6/15	100, 000	7/10	10, 000	8, 633	1, 367	91, 367
3	7/15	91, 376	8/10	10, 000	8, 797	1, 203	82, 570
4	8/15	82, 587	9/10	10, 000	8, 867	1, 133	73, 703

*ショッピング利用手数料の計算

6 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7 月 10 日支払分

110,000 円×14.90%÷365 日×25 日（5 月 16 日～6 月 9 日）＋100,000 円×14.90%÷365 日×6 日（6 月 10 日～6 月 15 日）＝1,367 円（1 円未満端数切捨て）

8 月 10 日支払分

100,000 円×14.90%÷365 日×24 日（6 月 16 日～7 月 9 日）＋91,300 円**×14.90%÷365 日×6 日（7 月 10 日～7 月 15 日）＝1,203 円（1 円未満端数切捨て）

9 月 10 日支払分

91,300 円**×14.90%÷365 日×25 日（7 月 16 日～8 月 9 日）＋82,500 円**×14.90%÷365 日×6 日（8 月 10 日～8 月 15 日）＝1,133 円（1 円未満端数切捨て）

**付利単位 100 円（100 円未満を切捨てて手数料を計算）

(3) 元利型定額方式

毎月の支払額として指定された金額：10,000 円

4 月 16 日から 5 月 15 日までに 11 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）＊	弁済後のショッピングリボ残高（円）（B－E）
1	5/15	110, 000	6/10	10, 000	10, 000	0	100, 000
2	6/15	100, 000	7/10	10, 000	**8, 183**	**1, 817**	**91, 817**
3	7/15	**91, 817**	8/10	10, 000	**8, 400**	**1, 600**	**83, 417**
4	8/15	**83, 417**	9/10	10, 000	**8, 484**	**1, 516**	**74, 933**

*ショッピング利用手数料の計算

6 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7 月 10 日支払分

110,000 円×**19.80**%÷365 日×25 日（5 月 16 日～6 月 9 日）＋100,000 円×**19.80**%÷365 日×6 日（6 月 10 日～6 月 15 日）＝**1,817** 円（1 円未満端数切捨て）

8 月 10 日支払分

100,000 円×**19.80**%÷365 日×24 日（6 月 16 日～7 月 9 日）＋**91,800** 円**×**19.80**%÷365 日×6 日（7 月 10 日～7 月 15 日）＝**1,600** 円（1 円未満端数切捨て）

9 月 10 日支払分

91,800 円**×**19.80**%÷365 日×25 日（7 月 16 日～8 月 9 日）＋**83,400** 円**×**19.80**%÷365 日×6 日（8 月 10 日～8 月 15 日）＝**1,516** 円（1 円未満端数切捨て）

**付利単位 100 円（100 円未満を切捨てて手数料を計算）

(4) 元金型定額方式

毎月の支払額として指定された金額：10,000 円

4 月 16 日から 5 月 15 日までに 11 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）＊	弁済後のショッピングリボ残高（円）（B－E）
1	5/15	110, 000	6/10	10, 000	10, 000	0	100, 000
2	6/15	100, 000	7/10	11, 367	10, 000	1, 367	90, 000
3	7/15	90, 000	8/10	11, 200	10, 000	1, 200	80, 000
4	8/15	80, 000	9/10	11, 114	10, 000	1, 114	70, 000

＊ショッピング利用手数料の計算

6 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7 月 10 日支払分

110,000 円×14.90%÷365 日×25 日（5 月 16 日～6 月 9 日）＋100,000 円×14.90%÷365 日×6 日（6 月 10 日～6 月 15 日）＝1,367 円（1 円未満端数切捨て）

8 月 10 日支払分

100,000 円×14.90%÷365 日×24 日（6 月 16 日～7 月 9 日）＋90,000 円×14.90%÷365 日×6 日（7 月 10 日～7 月 15 日）＝1,200 円（1 円未満端数切捨て）

9 月 10 日支払分

90,000 円×14.90%÷365 日×25 日（7 月 16 日～8 月 9 日）＋80,000 円×14.90%÷365 日×6 日（8 月 10 日～8 月 15 日）＝1,114 円（1 円未満端数切捨て）

(4) 元金型定額方式

毎月の支払額として指定された金額：10,000 円

4 月 16 日から 5 月 15 日までに 11 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）＊	弁済後のショッピングリボ残高（円）（B－E）
1	5/15	110, 000	6/10	10, 000	10, 000	0	100, 000
2	6/15	100, 000	7/10	**11, 817**	10, 000	**1, 817**	90, 000
3	7/15	90, 000	8/10	**11, 594**	10, 000	**1, 594**	80, 000
4	8/15	80, 000	9/10	**11, 480**	10, 000	**1, 480**	70, 000

＊ショッピング利用手数料の計算

6 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7 月 10 日支払分

110,000 円×**19.80**%÷365 日×25 日（5 月 16 日～6 月 9 日）＋100,000 円×**19.80**%÷365 日×6 日（6 月 10 日～6 月 15 日）＝**1,817** 円（1 円未満端数切捨て）

8 月 10 日支払分

100,000 円×**19.80**%÷365 日×24 日（6 月 16 日～7 月 9 日）＋90,000 円×**19.80**%÷365 日×6 日（7 月 10 日～7 月 15 日）＝**1,594** 円（1 円未満端数切捨て）

9 月 10 日支払分

90,000 円×**19.80**%÷365 日×25 日（7 月 16 日～8 月 9 日）＋80,000 円×**19.80**%÷365 日×6 日（8 月 10 日～8 月 15 日）＝**1,480** 円（1 円未満端数切捨て）

(5) ボーナス併用リボルビング払い（平月:元利型残高スライド方式）

お支払コース:一般コース

ボーナス月加算額 3 万円、ボーナス月 8 月

4 月 16 日から 5 月 15 日までに 11 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）＊	弁済後のショッピングリボ残高（円）（B－E）
1	5/15	110, 000	6/10	10, 000	10, 000	0	100, 000
2	6/15	100, 000	7/10	5, 000	3, 633	1, 367	96, 367
3	7/15	96, 367	8/10	35, 000	33, 785	1, 215	62, 582
4	8/15	62, 582	9/10	5, 000	3, 865	1, 135	58, 717

＊ショッピング利用手数料の計算

6 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7 月 10 日支払分

110,000 円×14.90%÷365 日×25 日（5 月 16 日～6 月 9 日）＋100,000 円×14.90%÷365 日×6 日（6 月 10 日～6 月 15 日）＝1,367 円（1 円未満端数切捨て）

8 月 10 日支払分

100,000 円×14.90%÷365 日×24 日（6 月 16 日～7 月 9 日）＋96,300 円**×14.90%÷365 日×6 日（7 月 10 日～7 月 15 日）＝1,215 円（1 円未満端数切捨て）

9 月 10 日支払分

96,300 円**×14.90%÷365 日×25 日（7 月 16 日～8 月 9 日）＋62,500 円**×14.90%÷365 日×6 日（8 月 10 日～8 月 15 日）＝1,135 円（1 円未満端数切捨て）

**付利単位 100 円（100 円未満を切捨てて手数料を計算）

(5) ボーナス併用リボルビング払い（平月:元利型残高スライド方式）

お支払コース:一般コース

ボーナス月加算額 3 万円、ボーナス月 8 月

4 月 16 日から 5 月 15 日までに 11 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）＊	弁済後のショッピングリボ残高（円）（B－E）
1	5/15	110, 000	6/10	10, 000	10, 000	0	100, 000
2	6/15	100, 000	7/10	5, 000	**3, 183**	**1, 817**	**96, 817**
3	7/15	**96, 817**	8/10	35, 000	**33, 384**	**1, 616**	**63, 433**
4	8/15	**63, 433**	9/10	5, 000	**3, 481**	**1, 519**	**59, 952**

＊ショッピング利用手数料の計算

6 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7 月 10 日支払分

110,000 円×**19.80**%÷365 日×25 日（5 月 16 日～6 月 9 日）＋100,000 円×**19.80**%÷365 日×6 日（6 月 10 日～6 月 15 日）＝**1,817** 円（1 円未満端数切捨て）

8 月 10 日支払分

100,000 円×**19.80**%÷365 日×24 日（6 月 16 日～7 月 9 日）＋**96,800** 円**×**19.80**%÷365 日×6 日（7 月 10 日～7 月 15 日）＝**1,616** 円（1 円未満端数切捨て）

9 月 10 日支払分

96,800 円**×**19.80**%÷365 日×25 日（7 月 16 日～8 月 9 日）＋**63,400** 円**×**19.80**%÷365 日×6 日（8 月 10 日～8 月 15 日）＝**1,519** 円（1 円未満端数切捨て）

**付利単位 100 円（100 円未満を切捨てて手数料を計算）

(6) ボーナス併用リボルビング払い（平月:元金型残高スライド方式）

お支払コース：一般コース

ボーナス月加算額 3 万円、ボーナス月 8 月

4 月 16 日から 5 月 15 日までに 11 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）＊	弁済後のショッピングリボ残高（円）（B－E）
1	5/15	110, 000	6/10	10, 000	10, 000	0	100, 000
2	6/15	100, 000	7/10	6, 367	5, 000	1, 367	95, 000
3	7/15	95, 000	8/10	36, 212	35, 000	1, 212	60, 000
4	8/15	60, 000	9/10	6, 116	5, 000	1, 116	55, 000

＊ショッピング利用手数料の計算

6 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7 月 10 日支払分

110,000 円×14.90%÷365 日×25 日（5 月 16 日～6 月 9 日）＋100,000 円×14.90%÷365 日×6 日（6 月 10 日～6 月 15 日）＝1,367 円（1 円未満端数切捨て）

8 月 10 日支払分

100,000 円×14.90%÷365 日×24 日（6 月 16 日～7 月 9 日）＋95,000 円×14.90%÷365 日×6 日（7 月 10 日～7 月 15 日）＝1,212 円（1 円未満端数切捨て）

9 月 10 日支払分

95,000 円×14.90%÷365 日×25 日（7 月 16 日～8 月 9 日）＋60,000 円×14.90%÷365 日×6 日（8 月 10 日～8 月 15 日）＝1,116 円（1 円未満端数切捨て）

(6) ボーナス併用リボルビング払い（平月:元金型残高スライド方式）

お支払コース：一般コース

ボーナス月加算額 3 万円、ボーナス月 8 月

4 月 16 日から 5 月 15 日までに 11 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）＊	弁済後のショッピングリボ残高（円）（B－E）
1	5/15	110, 000	6/10	10, 000	10, 000	0	100, 000
2	6/15	100, 000	7/10	**6, 817**	5, 000	**1, 817**	95, 000
3	7/15	95, 000	8/10	**36, 611**	35, 000	**1, 611**	60, 000
4	8/15	60, 000	9/10	**6, 483**	5, 000	**1, 483**	55, 000

＊ショッピング利用手数料の計算

6 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7 月 10 日支払分

110,000 円×**19.80**%÷365 日×25 日（5 月 16 日～6 月 9 日）＋100,000 円×**19.80**%÷365 日×6 日（6 月 10 日～6 月 15 日）＝**1,817** 円（1 円未満端数切捨て）

8 月 10 日支払分

100,000 円×**19.80**%÷365 日×24 日（6 月 16 日～7 月 9 日）＋95,000 円×**19.80**%÷365 日×6 日（7 月 10 日～7 月 15 日）＝**1,611** 円（1 円未満端数切捨て）

9 月 10 日支払分

95,000 円×**19.80**%÷365 日×25 日（7 月 16 日～8 月 9 日）＋60,000 円×**19.80**%÷365 日×6 日（8 月 10 日～8 月 15 日）＝**1,483** 円（1 円未満端数切捨て）

(7) ボーナス併用リボルビング払い（平月:元利型定額方式）

毎月の支払額として指定された金額：10,000 円

ボーナス月加算額 3 万円、ボーナス月 8 月

4 月 16 日から 5 月 15 日までに 11 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）＊	弁済後のショッピングリボ残高（円）（B－E）
1	5/15	110, 000	6/10	10, 000	10, 000	0	100, 000
2	6/15	100, 000	7/10	10, 000	8, 633	1, 367	91, 367
3	7/15	91, 367	8/10	40, 000	38, 797	1, 203	52, 570
4	8/15	52, 570	9/10	10, 000	8, 940	1, 060	43, 630

＊ショッピング利用手数料の計算

6 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7 月 10 日支払分

110,000 円×14.90%÷365 日×25 日（5 月 16 日～6 月 9 日）＋100,000 円×14.90%÷365 日×6 日（6 月 10 日～6 月 15 日）＝1,367 円（1 円未満端数切捨て）

8 月 10 日支払分

100,000 円×14.90%÷365 日×24 日（6 月 16 日～7 月 9 日）＋91,300 円**×14.90%÷365 日×6 日（7 月 10 日～7 月 15 日）＝1,203 円（1 円未満端数切捨て）

9 月 10 日支払分

91,300 円**×14.90%÷365 日×25 日（7 月 16 日～8 月 9 日）＋52,500 円**×14.90%÷365 日×6 日（8 月 10 日～8 月 15 日）＝1,060 円（1 円未満端数切捨て）

**付利単位 100 円（100 円未満を切捨てて手数料を計算）

(7) ボーナス併用リボルビング払い（平月:元利型定額方式）

毎月の支払額として指定された金額：10,000 円

ボーナス月加算額 3 万円、ボーナス月 8 月

4 月 16 日から 5 月 15 日までに 11 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）＊	弁済後のショッピングリボ残高（円）（B－E）
1	5/15	110, 000	6/10	10, 000	10, 000	0	100, 000
2	6/15	100, 000	7/10	10, 000	**8, 183**	**1, 817**	**91, 817**
3	7/15	**91, 817**	8/10	40, 000	**38, 400**	**1, 600**	**53, 417**
4	8/15	**53, 417**	9/10	10, 000	**8, 582**	**1, 418**	**44, 835**

＊ショッピング利用手数料の計算

6 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7 月 10 日支払分

110,000 円×**19.80**%÷365 日×25 日（5 月 16 日～6 月 9 日）＋100,000 円×**19.80**%÷365 日×6 日（6 月 10 日～6 月 15 日）＝**1,817** 円（1 円未満端数切捨て）

8 月 10 日支払分

100,000 円×**19.80**%÷365 日×24 日（6 月 16 日～7 月 9 日）＋**91,800** 円**×**19.80**%÷365 日×6 日（7 月 10 日～7 月 15 日）＝**1,600** 円（1 円未満端数切捨て）

9 月 10 日支払分

91,800 円**×**19.80**%÷365 日×25 日（7 月 16 日～8 月 9 日）＋**53,400** 円**×**19.80**%÷365 日×6 日（8 月 10 日～8 月 15 日）＝**1,418** 円（1 円未満端数切捨て）

**付利単位 100 円（100 円未満を切捨てて手数料を計算）

(8) ボーナス併用リボルビング払い（平月:元金型定額方式）

毎月の支払額として指定された金額：10,000 円

ボーナス月加算額 3 万円、ボーナス月 8 月

4 月 16 日から 5 月 15 日までに 11 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）＊	弁済後のショッピングリボ残高（円）（B－E）
1	5/15	110, 000	6/10	10, 000	10, 000	0	100, 000
2	6/15	100, 000	7/10	11, 367	10, 000	1, 367	90, 000
3	7/15	90, 000	8/10	41, 200	40, 000	1, 200	50, 000
4	8/15	50, 000	9/10	11, 040	10, 000	1, 040	40, 000

＊ショッピング利用手数料の計算

6 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7 月 10 日支払分

110,000 円×14.90%÷365 日×25 日（5 月 16 日～6 月 9 日）＋100,000 円×14.90%÷365 日×6 日（6 月 10 日～6 月 15 日）＝1,367 円（1 円未満端数切捨て）

8 月 10 日支払分

100,000 円×14.90%÷365 日×24 日（6 月 16 日～7 月 9 日）＋90,000 円×14.90%÷365 日×6 日（7 月 10 日～7 月 15 日）＝1,200 円（1 円未満端数切捨て）

9 月 10 日支払分

90,000 円×14.90%÷365 日×25 日（7 月 16 日～8 月 9 日）＋50,000 円×14.90%÷365 日×6 日（8 月 10 日～8 月 15 日）＝1,040 円（1 円未満端数切捨て）

(8) ボーナス併用リボルビング払い（平月:元金型定額方式）

毎月の支払額として指定された金額：10,000 円

ボーナス月加算額 3 万円、ボーナス月 8 月

4 月 16 日から 5 月 15 日までに 11 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）＊	弁済後のショッピングリボ残高（円）（B－E）
1	5/15	110, 000	6/10	10, 000	10, 000	0	100, 000
2	6/15	100, 000	7/10	**11, 817**	10, 000	**1, 817**	90, 000
3	7/15	90, 000	8/10	**41, 594**	40, 000	**1, 594**	50, 000
4	8/15	50, 000	9/10	**11, 383**	10, 000	**1, 383**	40, 000

＊ショッピング利用手数料の計算

6 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7 月 10 日支払分

110,000 円×**19.80**%÷365 日×25 日（5 月 16 日～6 月 9 日）＋100,000 円×**19.80**%÷365 日×6 日（6 月 10 日～6 月 15 日）＝**1,817** 円（1 円未満端数切捨て）

8 月 10 日支払分

100,000 円×**19.80**%÷365 日×24 日（6 月 16 日～7 月 9 日）＋90,000 円×**19.80**%÷365 日×6 日（7 月 10 日～7 月 15 日）＝**1,594** 円（1 円未満端数切捨て）

9 月 10 日支払分

90,000 円×**19.80**%÷365 日×25 日（7 月 16 日～8 月 9 日）＋50,000 円×**19.80**%÷365 日×6 日（8 月 10 日～8 月 15 日）＝**1,383** 円（1 円未満端数切捨て）

(9) 特約元利型定額方式

4 月 10 日楽 Pay 登録

指定金額 10,000 円

4 月 16 日から 5 月 15 日までに 11 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）＊	弁済後のショッピングリボ残高（円）（B－E）
1	5/15	110, 000	6/10	10, 000	10, 000	0	100, 000
2	6/15	100, 000	7/10	10, 000	9, 756	244	90, 244
3	7/15	90, 244	8/10	10, 000	8, 800	1, 200	81, 444
4	8/15	81, 444	9/10	10, 000	8, 881	1, 119	72, 563

＊ショッピング利用手数料の計算

6 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）に係る約定支払日前日（6 月 9 日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）に係る約定支払日の前日（6 月 9 日）までは手数料はかからず、6 月 10 日からショッピング利用手数料が発生します。

100,000 円×14.90%÷365 日×6 日（6 月 10 日～6 月 15 日）＝244 円（1 円未満端数切捨て）

8 月 10 日支払分

100,000 円×14.90%÷365 日×24 日（6 月 16 日～7 月 9 日）＋90,200 円**×14.90%÷365 日×6 日（7 月 10 日～7 月 15 日）＝1,200 円（1 円未満端数切捨て）

9 月 10 日支払分

90,200 円**×14.90%÷365 日×25 日（7 月 16 日～8 月 9 日）＋81,400 円**×14.90%÷365 日×6 日（8 月 10 日～8 月 15 日）＝1,119 円（1 円未満端数切捨て）

**付利単位 100 円（100 円未満を切捨てて手数料を計算）

(9) 特約元利型定額方式

4 月 10 日楽 Pay 登録

指定金額 10,000 円

4 月 16 日から 5 月 15 日までに 11 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）＊	弁済後のショッピングリボ残高（円）（B－E）
1	5/15	110, 000	6/10	10, 000	10, 000	0	100, 000
2	6/15	100, 000	7/10	10, 000	**9, 675**	**325**	**90, 325**
3	7/15	**90, 325**	8/10	10, 000	**8, 405**	**1, 595**	**81, 920**
4	8/15	**81, 920**	9/10	10, 000	**8, 509**	**1, 491**	**73, 411**

＊ショッピング利用手数料の計算

6 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）に係る約定支払日前日（6 月 9 日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）に係る約定支払日の前日（6 月 9 日）までは手数料はかからず、6 月 10 日からショッピング利用手数料が発生します。

100,000 円×**19.80**%÷365 日×6 日（6 月 10 日～6 月 15 日）＝**325** 円（1 円未満端数切捨て）

8 月 10 日支払分

100,000 円×**19.80**%÷365 日×24 日（6 月 16 日～7 月 9 日）＋**90,300** 円**×**19.80**%÷365 日×6 日（7 月 10 日～7 月 15 日）＝**1,595** 円（1 円未満端数切捨て）

9 月 10 日支払分

90,300 円**×**19.80**%÷365 日×25 日（7 月 16 日～8 月 9 日）＋**81,900** 円**×**19.80**%÷365 日×6 日（8 月 10 日～8 月 15 日）＝**1,491** 円（1 円未満端数切捨て）

**付利単位 100 円（100 円未満を切捨てて手数料を計算）

(10) 特約元金型定額方式

4 月 10 日楽 Pay 登録

指定金額 10,000 円

4 月 16 日から 5 月 15 日までに 11 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）＊	弁済後のショッピングリボ残高（円）（B－E）
1	5/15	110, 000	6/10	10, 000	10, 000	0	100, 000
2	6/15	100, 000	7/10	10, 244	10, 000	244	90, 000
3	7/15	90, 000	8/10	11, 200	10, 000	1, 200	80, 000
4	8/15	80, 000	9/10	11, 114	10, 000	1, 114	70, 000

＊ショッピング利用手数料の計算

6 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）に係る約定支払日の前日（6 月 9 日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）に係る約定支払日の前日（6 月 9 日）までは手数料はかからず、6 月 10 日からショッピング利用手数料が発生します。

100,000 円×14.90%÷365 日×6 日（6 月 10 日～6 月 15 日）＝244 円（1 円未満端数切捨て）

8 月 10 日支払分

100,000 円×14.90%÷365 日×24 日（6 月 16 日～7 月 9 日）＋90,000 円×14.90%÷365 日×6 日（7 月 10 日～7 月 15 日）＝1,200 円（1 円未満端数切捨て）

9 月 10 日支払分

90,000 円×14.90%÷365 日×25 日（7 月 16 日～8 月 9 日）＋80,000 円×14.90%÷365 日×6 日（8 月 10 日～8 月 15 日）＝1,114 円（1 円未満端数切捨て）

(10) 特約元金型定額方式

4 月 10 日楽 Pay 登録

指定金額 10,000 円

4 月 16 日から 5 月 15 日までに 11 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）＊	弁済後のショッピングリボ残高（円）（B－E）
1	5/15	110, 000	6/10	10, 000	10, 000	0	100, 000
2	6/15	100, 000	7/10	**10, 325**	10, 000	**325**	90, 000
3	7/15	90, 000	8/10	**11, 594**	10, 000	**1, 594**	80, 000
4	8/15	80, 000	9/10	**11, 480**	10, 000	**1, 480**	70, 000

＊ショッピング利用手数料の計算

6 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）に係る約定支払日の前日（6 月 9 日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）に係る約定支払日の前日（6 月 9 日）までは手数料はかからず、6 月 10 日からショッピング利用手数料が発生します。

100,000 円×**19.80**%÷365 日×6 日（6 月 10 日～6 月 15 日）＝**325** 円（1 円未満端数切捨て）

8 月 10 日支払分

100,000 円×**19.80**%÷365 日×24 日（6 月 16 日～7 月 9 日）＋90,000 円×**19.80**%÷365 日×6 日（7 月 10 日～7 月 15 日）＝**1,594** 円（1 円未満端数切捨て）

9 月 10 日支払分

90,000 円×**19.80**%÷365 日×25 日（7 月 16 日～8 月 9 日）＋80,000 円×**19.80**%÷365 日×6 日（8 月 10 日～8 月 15 日）＝**1,480** 円（1 円未満端数切捨て）

(11) 特約ボーナス併用リボルビング払い（平月：特約元利型定額方式）

4 月 10 日楽 Pay 登録

指定金額 10,000 円

ボーナス月加算額 3 万円、ボーナス月 8 月

4 月 16 日から 5 月 15 日までに 11 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）＊	弁済後のショッピングリボ残高（円）（B－E）
1	5/15	110, 000	6/10	10, 000	10, 000	0	100, 000
2	6/15	100, 000	7/10	10, 000	9, 756	244	90, 244
3	7/15	90, 244	8/10	40, 000	38, 800	1, 200	51, 444
4	8/15	51, 444	9/10	10, 000	8, 954	1, 046	42, 490

＊ショッピング利用手数料の計算

6 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）に係る約定支払日の前日（6 月 9 日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）に係る約定支払日の前日（6 月 9 日）までは手数料はかからず、6 月 10 日からショッピング利用手数料が発生します。

100,000 円×14.90%÷365 日×6 日（6 月 10 日～6 月 15 日）＝244 円（1 円未満端数切捨て）

8 月 10 日支払分

100,000 円×14.90%÷365 日×24 日（6 月 16 日～7 月 9 日）＋90,200 円**×14.90%÷365 日×6 日（7 月 10 日～7 月 15 日）＝1,200 円（1 円未満端数切捨て）

9 月 10 日支払分

90,200 円**×14.90%÷365 日×25 日（7 月 16 日～8 月 9 日）＋51,400 円**×14.90%÷365 日×6 日（8 月 10 日～8 月 15 日）＝1,046 円（1 円未満端数切捨て）

**付利単位 100 円（100 円未満を切捨てて手数料を計算）

(11) 特約ボーナス併用リボルビング払い（平月：特約元利型定額方式）

4 月 10 日楽 Pay 登録

指定金額 10,000 円

ボーナス月加算額 3 万円、ボーナス月 8 月

4 月 16 日から 5 月 15 日までに 11 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）＊	弁済後のショッピングリボ残高（円）（B－E）
1	5/15	110, 000	6/10	10, 000	10, 000	0	100, 000
2	6/15	100, 000	7/10	10, 000	**9, 675**	**325**	**90, 325**
3	7/15	**90, 325**	8/10	40, 000	**38, 405**	**1, 595**	**51, 920**
4	8/15	**51, 920**	9/10	10, 000	**8, 607**	**1, 393**	**43, 313**

＊ショッピング利用手数料の計算

6 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）に係る約定支払日の前日（6 月 9 日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）に係る約定支払日の前日（6 月 9 日）までは手数料はかからず、6 月 10 日からショッピング利用手数料が発生します。

100,000 円×**19.80**%÷365 日×6 日（6 月 10 日～6 月 15 日）＝**325** 円（1 円未満端数切捨て）

8 月 10 日支払分

100,000 円×**19.80**%÷365 日×24 日（6 月 16 日～7 月 9 日）＋**90,300** 円**×**19.80**%÷365 日×6 日（7 月 10 日～7 月 15 日）＝**1,595** 円（1 円未満端数切捨て）

9 月 10 日支払分

90,300 円**×**19.80**%÷365 日×25 日（7 月 16 日～8 月 9 日）＋**51,900** 円**×**19.80**%÷365 日×6 日（8 月 10 日～8 月 15 日）＝**1,393** 円（1 円未満端数切捨て）

**付利単位 100 円（100 円未満を切捨てて手数料を計算）

(12) 特約ボーナス併用リボルビング払い（平月:特約元金型定額方式）

4 月 10 日楽 Pay 登録

指定金額 10,000 円

ボーナス月加算額 3 万円、ボーナス月 8 月

4 月 16 日から 5 月 15 日までに 11 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）＊	弁済後のショッピングリボ残高（円）（B－E）
1	5/15	110, 000	6/10	10, 000	10, 000	0	100, 000
2	6/15	100, 000	7/10	10, 244	10, 000	244	90, 000
3	7/15	90, 000	8/10	41, 200	40, 000	1, 200	50, 000
4	8/15	50, 000	9/10	11, 040	10, 000	1, 040	40, 000

＊ショッピング利用手数料の計算

6 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）に係る約定支払日の前日（6 月 9 日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）に係る約定支払日の前日（6 月 9 日）までは手数料はかからず、6 月 10 日からショッピング利用手数料が発生します。

100,000 円×14.90%÷365 日×6 日（6 月 10 日～6 月 15 日）＝244 円（1 円未満端数切捨て）

8 月 10 日支払分

100,000 円×14.90%÷365 日×24 日（6 月 16 日～7 月 9 日）＋90,000 円×14.90%÷365 日×6 日（7 月 10 日～7 月 15 日）＝1,200 円（1 円未満端数切捨て）

9 月 10 日支払分

90,000 円×14.90%÷365 日×25 日（7 月 16 日～8 月 9 日）＋50,000 円×14.90%÷365 日×6 日（8 月 10 日～8 月 15 日）＝1,040 円（1 円未満端数切捨て）

(2025 年 12 月 9 日現在)

(12) 特約ボーナス併用リボルビング払い（平月:特約元金型定額方式）

4 月 10 日楽 Pay 登録

指定金額 10,000 円

ボーナス月加算額 3 万円、ボーナス月 8 月

4 月 16 日から 5 月 15 日までに 11 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）＊	弁済後のショッピングリボ残高（円）（B－E）
1	5/15	110, 000	6/10	10, 000	10, 000	0	100, 000
2	6/15	100, 000	7/10	**10, 325**	10, 000	**325**	90, 000
3	7/15	90, 000	8/10	**41, 594**	40, 000	**1, 594**	50, 000
4	8/15	50, 000	9/10	**11, 383**	10, 000	**1, 383**	40, 000

＊ショッピング利用手数料の計算

6 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）に係る約定支払日の前日（6 月 9 日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）に係る約定支払日の前日（6 月 9 日）までは手数料はかからず、6 月 10 日からショッピング利用手数料が発生します。

100,000 円×**19.80**%÷365 日×6 日（6 月 10 日～6 月 15 日）＝**325** 円（1 円未満端数切捨て）

8 月 10 日支払分

100,000 円×**19.80**%÷365 日×24 日（6 月 16 日～7 月 9 日）＋90,000 円×**19.80**%÷365 日×6 日（7 月 10 日～7 月 15 日）＝**1,594** 円（1 円未満端数切捨て）

9 月 10 日支払分

90,000 円×**19.80**%÷365 日×25 日（7 月 16 日～8 月 9 日）＋50,000 円×**19.80**%÷365 日×6 日（8 月 10 日～8 月 15 日）＝**1,383** 円（1 円未満端数切捨て）

(2026 年 10 月 30 日現在)